



奈総法第319号
令和4年3月25日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 中 本 勝 様
同 塚 本 勝 様
同 森 岡 弘 之 様

奈良市長 仲 川 元 庸



包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。



平成23年度包括外部監査「公有財産（不動産）に係る事務執行について」の結果
に対する措置状況について

V. 公有財産の管理に関する監査結果

3. 公有財産の管理に関する個別検討結果

(3) 個別検討結果

㊦横井町事業用地

(イ) 監査の結果及び意見

(共生社会推進課)

【監査結果】

不法占拠の状態は解消されるべきである。

【措置の内容】

不法占拠の把握のため、地元自治会や周辺住民に聞き取り調査を行い、所有者の把握に努めましたが、所有者が判明しませんでした。時間の経過で、植木鉢等が壊れて廃棄物同然となっており、危険防止のため、市で撤去します。